

「国立研究開発法人国立がん研究センター契約監視委員会」審議概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人国立がん研究センター
監査室(契約監視委員会事務局)
電話 03-3542-2511 (内線2147)

平成30年度第3回国立研究開発法人国立がん研究センター契約監視委員会が、平成30年12月13日(木)に開催されましたので、その審議概要についてお知らせいたします。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」(平成23年3月25日設置)において、閣議決定3.(1)並びに閣議決定3.(2)にかかる契約について、点検、見直しの審議を行うこととした。

第3回 国立研究開発法人がん研究センター契約監視委員会 (概要)

① 開催日及び場所 平成30年12月13日(木) 国立がん研究センター第3会議室

② 出席者

- ・委員(敬称略) 小野 高史(監事 ※委員会委員長)
増田 正志(監事)
長崎 武彦(公認会計士)
加藤 一郎(弁護士)
小林 広(監査室長 ※委員会事務局)
松井 正樹(監査専門職 ※委員会事務局)
- ・契約担当者 財務経理部長、事務部長、総務課長、財務経理課長、
調達企画室長、経理室長

③ 審議対象

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)における閣議決定3.(1)及び3.(2)

※ 閣議決定3.(1)とは、平成20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約並びに平成20年度末時点で継続している19年度以前に締結された複数年契約で競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約をいう。

(今回は、平成20年度を平成29年度に、平成19年度を平成28年度にそれぞれ読み換えるものとする)

④ 閣議決定3.(2)とは、平成21年度末までに契約締結が予定されている前回競争性のない随意契約及び前回一者応札・応募となった調達案件並びに平成21年度末までに契約締結が予定されている新規調達案件をいう。(今回は、平成21年度を平成30年度に読み換えるものとする)

○ 審議概要

- 1) 平成30年度第2回契約監視委員会（9月18日）における指摘事項の確認
事前提出資料により、改善要求事項6件について確認した。

【指摘事項】

一者応札・応募等事案のフォローアップ票において、

- ① 公告期間が最低必要期間となった案件については、更に公告期間に余裕が持てるよう準備期間を逆算して、早期に準備に取り掛かること。
- ② 競争参加資格が下位である為、入札参加を辞退した業者があった案件については、今後、参加資格の適用範囲をどこまで広げるか検討を行うこと。

- 2) 平成30年度100%落札における改善状況の確認

事前提出資料により、契約件数の第2四半期までの推移について確認した。

【指摘事項】

なし。

- 3) 平成30年度における随意契約の妥当性について

事前提出資料により、随意契約42件について確認した。

- ・ 製造者による固有の仕組みが備わったシステムの保守・修理等。 19件
- ・ 製造者の独自性のある医療機器の保守・修理等。 2件
- ・ 研究における高度なデータ集積であり、他者では履行できない委託等。 17件
- ・ 競争に付することが不利と認められるもの。 1件
- ・ 外国における契約。 1件
- ・ 独法通則法第40条における会計監査人との契約。 1件
- ・ 一社専売により相手が特定されるもの。 1件

【指摘事項】

- ① 随意契約理由の根拠となる「業者の証明書」において、
 - ア) 表題が「随意契約理由書」となっており、実際に業者が随意契約理由を述べている箇所があり不適切である。決裁方法を含めた内容確認の仕組みを改善すること。
 - イ) 業者の証明者氏名の記載が無い案件があったので改善すること。
- ② 契約事務取扱細則第30条七号の「運送又は保管」契約については、競争性のある契約においては適用とならないので、内容を十分に確認して適切な契約方法とすること。
- ③ 随意契約の適用条項が、実際の内容と異なっていた事案があったので、今後は内容をよく確認すること。

- 3) 平成30年度における一者応札の妥当性について

事前提出資料により、一者応札契約8件について確認した。

【指摘事項】

一者応札にもかかわらず契約金額が予定価格より大幅に安くなった案件については、その原因を追及して、予定価格の設定方法に不備が無かったどうかを確認すること。

4) 一者応札・応募等事案のフォローアップ票（新規該当事案）の確認

【指摘事項】

- ① 賃貸借契約において、何故一者応札となったのか原因を明確にすること。
- ② 業者からの聴き取り結果の内容を明記して、これに対する改善措置を明確にして実施すること。
(上記のとおり改善のうえ「フォローアップ票」を再提出すること。)

5) 平成30年度契約審査委員会の審議状況について

事前提出資料により、平成30年度第5回～第7回契約審査委員会の内容を確認した。

【指摘事項】

なし。

6) 業者支払い状況について

平成30年7月～9月における支払業者別金額一覧について、上位50社（支払総額の86.5%）の状況について確認した。

【指摘事項】

なし。

以 上